岡山大学病院高圧ガス製造施設危害予防規程

（平成１８年９月２６日
岡大医歯病規程第１１号）

改正　平成２１年３月３１日　規程第１０号

平成２５年３月２６日　規程第 ３ 号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は，高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「法」という。）第２６条第１項の規定に基づき，岡山大学病院（以下「病院」という。）における高圧ガスの製造（法第５条第１項の承認を受けて行うものに限る。）に係る危害の防止に関し必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号の定めるところによる。

一　高圧ガス　法第２条に規定する高圧ガスであって，法第３条第１項に規定するもの以外のもの。

二　製造施設　高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）のための施設のうち，その製造に法第５条第１項の設備を使用するもの。

（製造施設の名称及び位置等）

第３条　病院における製造施設の名称，位置，主たる製造のための設備及び製造する高圧ガスの種類は，別表第１のとおりとする。

（製造施設管理者）

第４条　病院長は，製造施設管理者として高圧ガスの製造に係る危害の防止に努めるとともに，製造施設の適正な維持及び管理を図らなければならない。

２　病院長は，前項に規定する事項に関し，第８条及び第９条に定める保安管理者等の意見を尊重しなければならない。

（規程等の遵守等）

第５条　製造施設に立ち入る者は，法令に定めるもののほか，この規程及びこの規程に基づき定める諸基準を遵守し，第８条に定める保安管理者が高圧ガスの製造に係る危害を防止するために行う指示に従わなければならない。

（保安教育計画）

第６条　病院長は，法第２７条第１項の規定に基づき，高圧ガスの製造に係る危害を防止するため，保安教育計画を定めなければならない。

第２章　保安管理組織

（保安管理組織）

第７条　高圧ガスの製造に係る保安管理組織は，別表第２のとおりとする。

（保安管理者）

第８条　製造施設管理者の下に，高圧ガスの製造に係わる保安に関する業務（以下「保安業務」という。）を管理する者（以下「保安管理者」という。）を置く。

２　保安管理者は，麻酔科蘇生科の科長又は副科長をもって充てる。

（保安責任者）

第９条　保安管理者の下に，保安責任者を置く。

２　保安責任者は，製造施設に関する知識・経験を有する職員のうちから選任する。

３　保安責任者の製造施設の保安に関する具体的な職務は，次の各号に掲げるとおりとする。

一　製造施設の位置，構造及び設備並びに製造の方法が一般高圧ガス保安規則（昭和４１年通商産業省令第５３号。以下「省令」という。）等に定められた技術上の基準に適合するように監督すること。

二　製造施設の運転管理に関する次の職務

イ　運転に関する取扱説明書の作成に関し助言を行い，職員等に周知させること。

ロ　安全な運転及び操作を行うよう職員等を訓練し，監督すること。

ハ　運転管理について記録し，必要なものは保存すること。

三　製造のための設備（以下「製造設備」という。），保安設備，測定機器等に関する取扱説明書の作成に関し，助言を行い正常な機能を維持すること。

四　工事及び修理に際しては，保安を確認すること。

五　定期自主検査を実施又は監督し，かつ記録し，その結果に基づく措置を実施すること。

六　岡山市消防局長が行う保安検査に立会い，必要な対策を実施すること。

七　異常状態に対する措置基準の作成に関し助言を行い，その措置基準を関係者に周知させること。

八　異常状態が発生した場合は，応急措置及びその対策を実施すること。

九　保安教育計画の作成に関し助言を行い，実施計画を作成すること。

十　関係者に対し保安教育訓練を実施すること。

（保安業務等の委託）

第１０条　高圧ガスの製造に係る保安業務等については，協力会社に委託する。

２　協力会社は，保安責任者の下で保安管理を行う。

３　協力会社の作業範囲は，契約書に具体的に定める。

第３章　運転，操作に関する保安管理

（運転及びその管理を行う者）

第１１条　保安責任者は，製造施設の運転を管理し，操作を監督する。

２　保安上重要な運転及び操作は，保安責任者又は保安責任者の許可を得た者が行う。

（運転方法）

第１２条　製造施設の運転は，取扱説明書に定められた運転方法により行うものとする。

（巡視点検基準）

第１３条　製造施設の巡視点検基準を定め，製造設備の使用開始時，使用終了時等に点検し，保安の確認を行い，その結果を記録し，必要な対策を実施する。

（運転，操作等の記録）

第１４条　製造施設の運転に関する保安上必要な事項は，記録して関係者に閲覧し，３年間保存する。

第４章　施設に関する保安管理

（法令に定められた施設の技術基準）

第１５条　保安責任者は，製造施設が省令等に定められた技術上の基準に適合するように監督する。

２　前項の技術上の基準の内容は，次の各号に掲げるとおりとする。

一　製造施設の位置，保安距離等並びに障壁等の建造物の構造，材料の種類等

二　定置式製造設備の機能，構造，材料の種類等

三　安全弁等の保安設備並びに温度計，圧力計，流量計等測定機器の位置，機能，構造，数量等

３　前項第３号に定める設備等の取扱いは，取扱説明書に従って行い常に正しく作動するように維持する。

（施設管理の実施）

第１６条　高圧ガスの製造に係る危害の防止を図るため，次の各号に掲げる施設管理を実施する。

一　保安責任者の許可を得た以外の者は，みだりに製造施設に立ち入ってはならない。

二　製造施設及びその周辺の指定された区域内では，火気を取り扱ってはならない。

三　製造施設には，引火性若しくは発火性の物又は防爆型懐中電燈以外の燈火を携帯して立ち入ってはならない。

（施設管理の記録）

第１７条　製造施設の履歴，保全等に関する必要事項は，記録し，重要な記録は，施設の存する限り保存する。

（定期自主検査）

第１８条　定期自主検査に関する検査方法，検査頻度及び検査箇所の選定方法は，定期自主検査基準として別に定める。

２　保安責任者は，定期自主検査を実施又は監督し，必要な対策を行う。

（工事を行うときの保安管理）

第１９条　製造施設の補修等の工事を行うときは，省令等の基準に従ってあらかじめ計画を立て，関係者と協議し，次のように措置する。

一　工事全般に関する責任者を定め，関係者と打合せを行い，責任者監視のうえ工事を行う。

二　保安責任者は，工事着手前にパージ，清掃その他の保安措置を確認し，工事完了及び運転開始に際しては，保安措置を確認する。

三　学外者の行う工事等は，特に注意して監視し，基準を遵守するよう監督する。

第５章　異常状態に対する措置

（不調・故障に対する措置）

第２０条　運転の不調又は故障に対する措置は，別に定める異常状態に対する措置基準に従って関係者を教育訓練し，適切に実施しなければならない。

２　運転の不調又は故障が生じた場合は，異常の原因を調査し，対策を検討しなければならない。

（事故・災害に対する措置）

第２１条　事故及び災害に対する措置は，異常状態に対する措置基準に従って関係者を教育訓練し，適切に実施しなければならない。

（人身事故に対する措置）

第２２条　人身事故が発生したときの救急体制を定め，救急箱，担架等の救急用具を設置し，関係者を訓練しなければならない。

（異常状態に関する記録）

第２３条　異常の状況，時期，措置，対策等は，記録・保存し，その結果を検討し，保安技術の向上に資するものとする。

（事故・災害等の発生時における連絡）

第２４条　事故，災害等緊急の事態を発見した者は，直ちに次の各号に掲げる者に連絡しなければならない。

一　製造施設管理者

二　保安管理者

三　保安責任者

２　前項により通報を受けた者は，直ちに関係者に連絡するとともに，必要に応じ次の関係諸官庁に通報するものとする。

一　消防署

二　警察署

三　岡山市消防局

第６章　保安教育

（保安教育の計画及び実施）

第２５条　保安管理者は，第６条の規定により定める保安教育計画に基づき，保安責任者又はその他適当な者をして関係者に対し，保安意識の高揚，必要な規程等の周知徹底，保安技術の向上，異常状態に対する措置等につき教育訓練を実施しなければならない。

（事故災害対策訓練）

第２６条　事故，災害等の発生に備え製造施設内の防災訓練を定期的に計画し，実施するものとする。

（規程等の周知及び活用）

第２７条　規程等は，関係者に教育して周知徹底させ，特に必要な規程等を重点に教育訓練を定期的に計画，実施するものとする。

（規程等に違反した者の措置）

第２８条　規程等に違反した者があった場合は，教育訓練を繰り返し実施するものとする。

第７章　雑則

（雑則）

第２９条　この規程に定めるもののほか，諸基準等必要な事項については，病院長が別に定める。

第３０条　この規程の改正にあたっては，あらかじめ保安管理者等の参画のもとに立案し，これを決定するものとする。

附　則

この規程は，平成１８年１０月１６日から施行する。

附　則

この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２５年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

名称及び位置	主たる製造のための設備	製造する高圧ガスの種類
岡山大学病院酸素ガス製造施設 （病院総合診療棟東側）	液化酸素コンバーター	酸素ガス

別表第２（第７条関係）

製造施設管理者（病院長） ―― 保安管理者（麻酔科蘇生科の科長又は副科長） ―― 保安責任者 ―― 協力会社